

目 次

○第1号（11月29日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
議長あいさつ.....	3
町長あいさつ.....	3
開会・開議.....	3
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	3
日程第 2 会期の決定.....	4
日程第 3 議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	4
議長あいさつ.....	14
町長あいさつ.....	15
閉 会.....	15

平成22年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成22年11月29日（月曜日）

議事日程 第1号

平成22年11月29日（月曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（提案・質疑・討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	7番	小林一喜君
8番	神宮隆君	9番	齋木輝彦君
11番	福田敏夫君	12番	宿谷忍君
13番	栗原近儀君	14番	栗田政行君
15番	南雲吉雄君	16番	岩寄幸夫君

欠席議員（1人）

6番 田中俊之君

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回臨時会開会に当たり一言あいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、多忙の折、第3回臨時会に出席をいただき感謝申し上げます。本臨時会は、ご案内のとおり議案1件です。十分審議の上、適切な判断をお願い申し上げます。

議事進行には皆様の格別なるご協力をお願いし、開会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長のあいさつの申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言あいさつをさせていただきます。

本日は、朝早くから大変ご苦労さまでございます。議員皆様方におかれましてはお忙しい中、臨時会をお願いしたところ出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本臨時会に提案いたしました議案は1件であります。重要な議案でありますので、慎重審議していただきますようお願い申し上げ、また、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（岩寄幸夫君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

田中議員は欠席の報告がありました。

これより平成22年第3回臨時議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩寄幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において15番南雲吉雄議員と1番坂田一広議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3 議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第3、議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、去る8月10日に行われた人事院の勧告によって、国家公務員の月例給、期末勤勉手当をともに引き下げよう内閣と国会に勧告なされ、開会中の国会において給与関係法案が可決したことを受けて、町の関係条例の一部改正をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、町長の補足説明を申し上げます。

まず、改正の概要についてでございますが、主に2点ほどございまして、まず一つは官民給与の逆格差0.19%を解消するために月例給を引き下げることでございます。あわせまして、50歳代後半、55歳を超える職員でございますが、職員の給料についてさらに一定率を乗じた額を減額することが1点でございます。

二つ目としまして、期末勤勉手当につきまして、民間における支給割合との均衡を図るために、支給月額を年0.2カ月引き下げ、年3.95カ月にすること等の改正でございます。

次に、本条例の構成について簡単にご説明を申し上げます。

全8条から成るものでございまして、まず本則の第1条、第2条につきましては一般職の給与条例の改正でございます。

次に、本則の3条、4条につきましては、議員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。

次に、本則の第5条と第6条につきましては、特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。

最後の本則の7条と8条につきましては、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の改正でございます。

いずれも改正する条例をそれぞれ2条立てとしておりますが、まずは期末勤勉手当の支給に関しまして、本年6月に支給した分も合わせまして年0.2カ月を減額するものでございます。ところが、既に6月に支給した手当をさかのぼって減額することにつきまして法的にはできないため、本年に限っては12月の支給で0.2カ月分を減額するものでございます。その次の条で23年度以降の規定を定めるものでございまして、6月と12月の支給時に合計で現行よりも0.2カ月分を減額するための1条を加えると、そのような条立てになっておるものでございます。

それでは、議案書の朗読につきましては省略させていただきまして、条を迫りまして内容の説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんになっていただきたいと思えます。

1ページの1条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、本年の12月に支給する期末勤勉手当の支給割合の改定に関する規定でございまして、現行の支給額2.2カ月を0.2カ月減額しまして2カ月とするものでございます。それから中段からちょっと下あたりでございますけれども、附則に18条から21項を加えまして55歳を超える職員に対する給与の支給割合に関する特別措置を設けております。月例給、期末勤勉手当についてさらに1.5%を乗じた額を減ずる規定でございまして、当町につきましては課長職全員がこの対象となっております。

少しページを飛びますが、7ページのほうをごらんになっていただきたいと思えます。

7ページ、第2条でございまして、これにつきましても職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、期末勤勉手当について平成23年4月1日から適用されるための条項でございます。現行6月が1.95カ月、12月が2.2カ月となっておりますものを、23年度以降は6月1.9カ月、12月に2.05カ月とし、現行の年間4.15支給されているものを3.95カ月としまして0.2カ月削減するという改正の条項でございます。

同じく7ページになりますけれども、3条、それから4条につきましては、議員さんの

報酬及び費用弁償に関する条項でございますが、3条は本年12月に支給する期末手当に関しまして0.2カ月を削減するものでございます。第4条につきましては、同じく議員の期末手当の支給に関して平成23年4月1日から適用させるものでございまして、同じく現行6月と12月の支給割合をそれぞれ1.95カ月と、それから2.2カ月を1.9と2.05カ月とするものでございまして、職員と同様の措置を行うものでございます。年間4.15カ月を3.95カ月としまして、年0.2カ月削減する改正でございます。

次に、同じく5条、6条でございますが、これは特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございますが、5条につきましては3条の議員の報酬条例の改正条項と同じく、本年12月支給に関する期末手当に関しまして0.2カ月削減するものでございます。6条につきましては、4条と同じく平成23年4月から適用させる条項となるものでございます。

次に、7条、8条でございますが、これは教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございまして、まず7条は12月に支給する期末手当に関しまして議員あるいは特別職と同様に0.2カ月を減額するための改正でございます。8条につきましては、同じく議員あるいは特別職と同じく平成23年4月1日から適用させるための条項となるものでございます。

次に、8ページのほうをごらんになっていただきたいと思います。

8ページにつきましては附則でございますが、ただいまご説明申し上げましたが施行の期日に特例が設けられております。第1条は、本則の2条、4条、6条、8条の施行期日を平成23年4月1日からとするものでございます。第2条につきましては、本年12月に支給する期末手当の支給に関して特例を設けるものでございます。以下の条につきましては、55歳の年齢の適用基準を定めるものでございます。本年の支給分から期末勤勉手当を0.2カ月減額する等の人事院勧告に沿った改正でありまして、6月に既に支給された手当について減額できないため、条文の組み立てあるいは改正文が少し複雑となっておりますが、ご了解のほうをお願いいたします。

以上で、まことに雑駁ではございますけれども補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） まず第1点目でありますけれども、最初に説明がありました55歳以上の分はまた特別に率が高いということでしたけれども、これは今の町で言いますと課長級は

みんな対象になるということですが、このことによります影響額というんですか、その課長によりまして結構な差があるかと思えますけれども、その中でもらっている給料は違いますから、そうしますと影響額が下でどのくらい、上でどのくらい、平均だどのくらいかというのが1点であります。

それから、全体の職員給与で見た場合での平均のその影響額、これもわかりましたら平均と、下と上というんですかね、影響の少ない額と影響の大きい額がどのくらいかという点であります。

それから、もう1点。ラスパイレス指数でありますけれども、人勤というのは今の賃金に対して構わずこれだけ下げろという話なんですけれども、それぞれの町村というのは全国一律で給料が決まっているわけではありませんから、この吉岡町のラスパイレス指数に対してどのくらいかというのと、あとは県内の自治体と比較しての賃金の格差がどうなっているかというのが、そこの分母を押さえておくことによって、賃金が少ないところへ持ってきて、平均よりも少ないところに持ってきて、それで一律にまたそれをカットされるというのも、これも間尺に合った話じゃないし、という話もわかりますよね。理解できますよね。だから、そこが現在はどうなっているかということによりまして、そうであれば下げてもいいんじゃないか、今の賃金が低いのであればそこで人勤が言ったからといって下げる必要はないんじゃないかというのはあるかと思えます。全国一律というのも何か変な気がするんです。うんともらっているところも同じに下げられて、極端な例を言いますと孀恋なんかは随分給料も下げられている中でそこでまたなおさら下げられてしまうというふうになると、職員はそれぞれ生活もありますから、たまったものではありませんけれども、何点が質問しましたけれども、まずはその辺についての数字を示していただきたいと思えますけれども。厄介ですか。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、まず基本的なことから説明をさせていただきたいと思えますけれども、まず地方公務員には国法準拠の原則がございまして、地公法の24条でございまして、それぞれ人事委員会を持っているところにつきましてはそれぞれの人事委員会が勧告をして、それに沿ってそれぞれの自治体で給与を決めるということになっておりますけれども、当然小さい市町村につきましては、群馬県は別ですけれども、人事委員会を持っているところはございません。したがって、人事院が国家公務員に対する人事院勧告をするわけですが、それに沿ってやりなさいというようなことではございますので、小池議員さんおっしゃられるように国と同じ率をどこの市町村も下げるなり上げるという、そんな原則でやっているようではございまして、当然町のほうにつきましても

国に準拠してやるということでございます。当然、やらなければそれなりの制裁があると。当然職員の給与あるいは議員さん等の給与、歳費につきましても交付税の中で算入され、ある程度町村については例えば課長職であれば幾らを見る、管理職は幾らで見るというような、そのような見方で交付税が算入されてきておりますので、それに従わなければ当然それなりの制裁を受けると、そういうことになるかというふうに思いますので、どこの市町村もそれに従ってやる、それが原則であると考えております。

したがいまして、これはいろんなことになるかというふうに思いますけれども、一般職の国家公務員の給与法ですから給与法が通らなければその様子を見ながらというような、そんなこともちょっと申し上げさせていただきましたけれども、26日の日に一般職の国家公務員の給与法が改正になっているということございまして、町長が冒頭申し上げましたように今開会中の国会で法案が成立したということで、きょうお願いしておることでございます。

それで、最後のほうでご質問いただきましたラスパイレス指数に関してでございますけれども、当然国家公務員を100とした場合にどうかというような、そんな出し方をされているのがラスでございまして、吉岡の場合は今95から96ぐらいの間かというふうに思っております。ですから、決してほかの団体に比べて高いということではないかというふうに思っておりますけれども、そうは言いながらも先ほど申し上げましたとおり勧告に沿ってやらざるを得ないというような状況でございますので、これによってラスがどうかということになりますと、平均的にほかの市町村も多分国家公務員に準じて今回改正をされるということになりますので、平均的にはまた同じような形になるのではないかと、そういうふうに考えております。

それから、どれだけ額に影響があるんだということございまして、給与の部分については特に細かい計算はしておりませんけれども、12月に支給する期末勤勉手当につきまして、例えばこのまま現行どおりにやった場合と0.2カ月を引き下げた場合についてはどうかというような、その計算についてはしておりますので、ちょっと報告をさせていただきたいと思います。対象職員が一般職106名でございますけれども、合計で、まず職員につきましては876万7,000円ほど減額になります。特別職、それから教育長、それから議員さん全部合わせますと、12月減額しない場合と比較しますと全人件費でございますけれども988万8,000円ほど減額になるかと、そんな計算をしております。それで、課長職の給料の高い者と安い者でどういう差が出てくるかということございまして、そういった計算は特にしてございませんので、今の給料から1.5%減額されると、計算すればすぐ出るわけですが、その部分の計算についてはしてありませんでした。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） でも、すれば出るとは思いますけれども、これで特別職は入れないで平均の職員で見ると、平均で大体おおよそというものは出ますよね。

それと、もうこの間ずっと人勤で給料が減らされ始めてから、これで何回目になりますか。それで、ここに来ると何回目になったか、ずっと下がりっ放しで上がったというのはありませんよね。その当時から見ると、今になるとこれは何年になって、これは率にして何%になるか、額にするとどのくらいになるかという計算はしていませんか。ざっとでいいですからちょっとしてみてくださいませんか。いつから上がるか、どんなに下がったかというのが。そうじゃないとこれから皆さんが自治体職員として生活をしていくのに、やっぱり皆さん不安になるわけだと思うんです。この給与体系、いつまで減らされるかと。それ少し調べてみてください。いつからだったか。それで、今これが実施されると、平均のところからどのくらい下がってきたかと。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 少し時間いただけますか。（「はい」の声あり）調査する時間を少しいただければと思います。済みません。

議長（岩寄幸夫君） 暫時休憩します。

午前9時24分休憩

午前9時50分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、先ほど小池議員さんからいただきました何点かの質問につきまして、ご説明を申し上げさせていただきます。何分、大分前から率等を引き下げておりますので、額につきましてはちょっと計算的には間に合いませんでしたので、率についてまずご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、月例給とそれから期末勤勉手当の引き下げがいつから始まったかということでございますけれども、これにつきましては若干年度がずれておりまして、まず期末勤勉手当につきましては平成3年がピークでございまして、この時点の年間の支給月額が5.45でございました。これ以降から下げておりまして、平成5年が5.3、それから平成6年

が5.2というふうな形でどんどんどんどん下げてきておりまして、平成22年、ことしでございますけれども3.95まで下げてきたと、そんな経過がございまして、この間、職員の人数等もまちまちでございますので、額が幾らかということで、ちょっとそこまで計算が間に合いませんでした。これにつきましては決算書等で調べればわかるわけでございますけれども、休憩の時間ではちょっと間に合いませんでしたのでご容赦のほうお願いしたいというふうに思います。

それから、月例給に関してでございますけれども、これにつきましては平成14年から引き下げが始まっております。平成14年に2.03%引き下げておりまして、平成15年で1.07、平成17年で0.36、19年で0.35、21年で0.22、それから22年で0.19と、月例給はこのような形で引き下げを行ってきております。

それで、今年度について最も引き下げられた額についてということでご質問ございました。まず、一番引き下げが少なかったところ、月例でございますけれども0.07で月200円引き下げておりまして、課長職でいきますと一番引き下げ額が少なかったのが額でいきますと772円、一番多いところが月額6,254円引き下げると、こんな形となっております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） たしかこの間広域の議会があつて、同じように人勤による影響額というのは平均どのぐらいかと言ったら、たしか8万4,000円ぐらいだったと思うんですけども、やっぱりこれも似たような数字が出ていますか。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、これにつきましてはボーナスの支給まで含めてということだと思いますけれども、ほぼ同じ額になるというふうに思っております。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 町長さんにお伺いしたいんですけども、今お聞きしますと平成3年で5.45あったボーナス、いわゆるそういう手当が、2年前の平成20年には0.35下がって、その前まで4.5カ月まで来ていたわけなんですけれども、それが今回3.95カ月というふうに変減額になってきております。私も公務員であった時期もあつたんですけども、公務員というのは、やった仕事の数字というのは必ずしも明確に出てくるわけで

はない。それで、やはり一生懸命仕事すれば、そういう給与面だとかそれは必ず国なり県なり自治体のほうで保障されているということで、サービス残業がいいか悪いかわからなかったんですけども、そういう寝る間も惜しんで仕事をし、それからうちに持ち帰って仕事をする。だから、お金のほうの心配というのは一生懸命やればもう後からついてくるんだと、そういう観念で職務に専念をしておりました。それが、そういうふうにもう半減に近い状態、3.95カ月というふうになってきますと、やっぱりそういう生活面ということも公務員としては心配しなければならないと。まして成長盛りの子供がいる方にとっては大変心配であると。それから、特定職になればこれがまた減額されてしまうというようなこととなります。町長、こういうふうに給与がダウンして、職員の士気に大変影響してくるのではないかと。下げるだけ下げて、職員に対する職務の士気の高揚策ですね、そういうものは何か考えておられるのかどうか。

それともう1点です。公務員というのはやっぱり優秀な人材を集めなければならないと。奉仕する職員ですから、何でもかんでもいいという、そういう自分ひとりよがりの、そういうあれになってくると奉仕観念が欠けてくるのではないかと思います。そういうことから、ことしも吉岡町の職員採用試験がもう9月に行われているわけでございますけれども、こういう公務員がいろいろ給与面で引き下げ、夏と冬の賞与も引き下げというようなことになってきますと、やっぱり公務員に就職したいと、そういうあれが減るんじゃないかと思うんです。ことしについて、9月19日に一般職とそれから保健関係の職員募集、それぞれ一般職5人、保健職1人ということで募集していたわけでございますけれども、ここ数年の受験者の競争倍率ですね、わかっている範囲内で結構ですけども、減っているのかふえているのか、不景気ですからそういうあれではないんでしょうけれども、そしてその採用の職員の優秀さですね、そういう点がわかりましたらどうぞお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ただいま神宮議員のほうからこのような形で期末手当が前から比べると半分ぐらいになったんじゃないかと。町長として、一生懸命職員が仕事をしているのに命令が出しづらいんじゃないか、機能していくのが大変じゃないかということは今言われたんですけども、確かに気の毒だと思っております。だがしかし、町独自で給料法を決めるということもできない状況の中においては、国の人勸に沿ってやらなければいけないということでは思っております。

組合のほうからもいろいろなことで要求が来るわけですけども、国の人勸以外のこと

は町としてしないでいただけますかというような要求が毎年私のほうに上がってまいります。そのときには、そういうことで町独自のいろんな下げるとかはしないようにいたします、国に沿ったものでやっていきますということはその都度申し上げているところでございます。そういったことで、職員の機能が下がるということは心配するわけですが、職員は精一杯仕事をしていただいているというのが今現状でございます。職員数におきましても吉岡町は大分少ないというような中におきましても、一生懸命やっていただいているということでございます。本当に気の毒だなとは思っておりますが、こういった国の人勸に沿ってやっているというのが実態であります。

それから、今職員の採用についてのご質問がございましたけれども、総務政策課長より報告させます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） まず、職員の士気に関してということでございますけれども、職員につきましても当然公務員としての置かれている立場というのは全員が理解をしております、地公法の24条に国あるいはほかの団体の職員あるいは民間の事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められるということは、職員は全員理解をしております。そういったことで、人事院、国でございますけれども、人事委員会が調査をした上で人事院勧告をされておるわけでございます、そのときの経済状況等に応じて職員の給料が決められるということは全員が理解しておりますので、例えば下げられたとしても士気が落ちるといったことは私はないというふうに考えております。

それから、職員の採用に関してでございますけれども、本条例の改正と職員の採用について特に関連性があるというふうに私は考えておりません、やはり社会の経済状況あるいは雇用状況等を見ながらいろいろ応募をされていると考えておりまして、ここ近年応募者数につきましては増加傾向にございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 課長職、いわゆる特例職員になると今度減給するというようなあれになりますけれども、一般公務員ではその昇進したり何かというのは今余り好まない、現状維持で普通の職員でいいというような風潮が耳に伝わってきております。やった職員の中にも、課長職になって特例職員になってそういう減額措置を講じられては嫌だというような、そんなような職員間の風潮というのはいかがなものでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今のところはそういった傾向は見当たらないとも思っております。もちろん管理職になりますと、室長以上が管理職ということに相なるかと思えますけれども、そういったことは今のところ見当たらないというようには私は思っております。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2 番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論を行います。

まず第1点目でありますけれども、先ほど課長のほうから報告がありましたように、この給与というものは平成3年をピークにしまして、それからずっと減り続けている。このボーナスで見ますと、もう1.5カ月減り続けております。40万円も給料取っていれば、それがボーナスとして60万円という影響であります。それぞれの職員がそれぞれの立場で職務に精励をしておりますけれども、それぞれがまた家庭を持ち、生活をして、子供を抱えているわけでありまして、こういうふうにどんどん際限なく減らされていきますと、全く自分たちの、子供を持ってその生活を支えていけなくなる、ともすると生活破綻を来すような状況にまでなっているというふうに私は思います。

確かに人事院勧告、人勤がこういう答申を出すのが果たしていかなものかと思えますけれども、そういう職員のことを考えますと、それぞれ見ますと職員もそうでありますしまた特別職もそうであります。分母もそれぞれ違います。その分母の定め方も先ほどの回答のように吉岡町のラスパイレズ指数は95から96ということでもありますから、もうここで5%の差があるわけでありまして、そのように分母が違う。しかし下げるときは一緒だというのは、そこにも問題があるというふうに思います。そのように、職員の生活に対しましても大きな影響を及ぼし、生活の基盤を揺るがすような賃下げそのものに私は反対をするものでありまして、反対の立場を表明させていただきます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありますか。

11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君登壇〕

11番（福田敏夫君） 11番福田敏夫でございます。

議案第75号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

そもそも人事院勧告とは何かということ、私もかなり昔から勉強はさせていただいたつもりでございます。基本的な考え方は、民間とのバランス、それがどうかということが大きな検討事項になっていると思います。ご案内のように、ここ長い間不況が続いております。企業は、売り上げ、収益ともに減退をしておるわけでございます。ですから、当然国も、あるいは地方自治体においても、税収が思うように伸びないというふうな実態がございます。

当然のことながらでありますけれども、私たちはとかく、公務員が云々ということだけではなくて民間も同じなんですけれども、手取りが減るというようなことは非常に困るのは困る。しかしながら、大切なことはこの間よく観察をいただきたいと思うんですけれども、私はやっぱり人事院が特に考えておりますのは物価のスライド制、これを重点的に考えていると思います。ですから、確かに手取りも減っているんですけれども、デフレ傾向が続いて物価はかなり下がったはずなんです。ですから、お互いのその収入を考えますと、生活にさほど大きな支障は出ていないと私はそのようにとらえております。そういう意味からいたしまして本案は非常に適正であるというふうなことで、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第75号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 着席してください。起立多数。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、提出議案1件でしたが、皆さんの慎重な審議と判断をいただき、議了いたしました。

12月定例会を間近にして多忙な日々が続く折、議員並びに執行各位におかれましては、体を十分ご自愛の上、ますます活躍くださいますよう期待申し上げ、閉会のあいさついたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長のあいさつの申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりに一言あいさつをさせていただきます。

本臨時会に提案いたしました議案、原案どおり可決をしていただきまして、心より御礼を申し上げます。

12月議会を控えております。これから日増しに寒さも厳しくなる折でございます。議員各位におかれましては、健康には十分注意され、町の発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

本日は大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉会

議長（岩寄幸夫君） これにて本日の臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時14分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 寄 幸 夫

吉岡町議会議員 南 雲 吉 雄

吉岡町議会議員 坂 田 一 広